

国庫補助対象者と保険料（保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円となります）

区分	必要な要件	保険料（補助額）			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
2	認定就農者で青色申告書	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
3	区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	（6千円）	1万6千円	（4千円）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	（6千円）	—	

※国庫補助額は保険料月額2万円（固定）に対する補助額です。

※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分（国庫補助額が減額になることがあります）又は通常の保険料への変更が必要です。

※保険料の国庫補助額が受けられる期間は、ア) 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、イ) 35歳以上であれば10年以内とされ、通算して最長20年間となっています。